



福県医発第 1433 号 (地)
令和 5 年 9 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

古賀市子ども医療費支給制度の改正について

今般、古賀市における子ども医療費について、下記のとおり令和 5 年 10 月 1 日診療分から「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（就学前）」の自己負担額を無料とする旨、同市より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

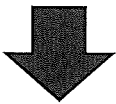
なお、

- 1) 改正部分の医療費の支給は、これまでの子ども医療費支給制度同様、現物支給方式です。
- 2) 対象者に対しては、令和 5 年 10 月 1 日より使用できる子ども医療証（紫色）が同年 9 月中に送付されますことを申し添えます。

記

変更前（令和 5 年 9 月診療分まで）

		自己負担額
3 歳未満	入院・入院外	徴収しない
3 歳～就学前	入院	500 円／日（7 日限度）
	入院外	800 円／日（上限）



変更後（令和 5 年 10 月診療分から）

		自己負担額
3 歳未満	入院・入院外	徴収しない
3 歳～就学前	入院	徴収しない
	入院外	徴収しない

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(公印省略)

05 古市国第 1668 号

令和 5 年 8 月 25 日

公益社団法人 福岡県医師会

会長 蓮澤 浩明 様

古賀市長 田辺 一城

古賀市子ども医療費支給制度の改正について

平素より、古賀市の医療費支給事業の運営につきまして格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在古賀市では子ども医療費支給制度により、子どもの医療費の一部を助成しておりますが、このたび、古賀市独自の制度として令和 5 年 10 月 1 日診療分から「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（就学前）」の自己負担額を無料にすることといたしました。

改正部分の医療費の支給は、これまでの子ども医療費支給制度と同様に、現物支給方式とし、対象者には令和 5 年 10 月 1 日から使える子ども医療証（紫色）を、令和 5 年 9 月中に送付いたします。改正概要につきましては、別紙をご参照ください。

つきましては、会員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。

本事業のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

古賀市役所 市民国保課

年金・医療係 担当：笠木

電 話 092-942-1194

FAX 092-942-1275

◆ 子ども医療費支給制度の改正概要 ◆

- ◆対象者：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（就学前）
- ◆開始期間：令和5年10月1日診療分から
- ◆変更後の自己負担額：入院、入院外ともに無料
- ◆新しい子ども医療証：令和5年9月下旬に対象者に郵送予定

※改正部分の医療費の支給は、これまでと同様に現物支給方式とし、ひとり親家庭等医療の受給者、重度障がい者医療の受給者、生活保護の受給者は対象としません。

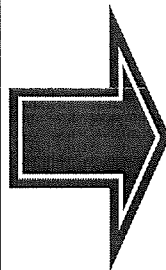
	現行（令和5年9月30日まで）	改正後（令和5年10月1日から）
制 度	古賀市子ども医療費支給制度	同 左
自己負担額	3歳未満：入院・入院外 徴収しない 3歳～就学前：入院 500円/日（7日限度） 入院外 800円/月（上限）	3歳未満：同 左 3歳～就学前：入院 徴収しない 入院外 徴収しない

見本 子ども医療証（紫色）

現行（令和5年9月30日まで）

子		福岡県子ども医療証	
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
負担者番号	8 1 4 0 0 5 9 0		
受給者番号			
受給者	住所 氏名 生年月日		
一部自己負担金	令和 年 月 日 まで 令和 年 月 日 以降 入院1日当たり 500円（月7日限度） 入院外1月当たり 800円を限度 ※入院・入院外ともに上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに負担してください。		
発行機関名及び印	福岡県 古賀市長	印	
交付年月日	令和 年 月 日		

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。



改正後（令和5年10月1日から）

子		福岡県子ども医療証	
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
負担者番号	8 1 4 0 0 5 9 0		
受給者番号			
受給者	住所 氏名 生年月日		
一部自己負担金	入院 徴収しない 入院外 徴収しない		
発行機関名及び印	福岡県 古賀市長	印	
交付年月日	令和 年 月 日		

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。

※医療証の色及び裏面記載内容の変更はございません。